

京都大学経済学部同窓会規約

2024年10月19日改正

- 第1条 本会は京都大学経済学部同窓会と称する。
- 第2条 本会は下記の者を以て組織する。
- 1 旧京都帝国大学経済学部卒業生、選科修了生および大学院に在籍した者
 - 2 京都大学経済学部卒業生
 - 3 京都大学大学院経済学研究科修士課程（外国語を主言語とするプログラムを除く）修了生
 - 4 京都大学経済学部教員（併任を含み、特定教員・助手を除く）
 - 5 京都大学経済学部、あるいは大学院経済学研究科に在籍したことがある者で、京都大学名誉教授、および別に定めるところにより理事長が特に認めた者
 - 6 その他、京都大学経済学部在学学生を別に定めるところにより学生特別会員とすることができる。
- 第3条 本会は会員相互の親睦および母校との連絡をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条に掲げる目的を達成するために、下記の事業を行う。
- 1 会報の発行
 - 2 会員名簿の整備
 - 3 懇親会・講演会等の開催
 - 4 支部単位の懇親会等の開催
 - 5 その他本会の目的を達成する上に必要な事項
- 第5条 本会に下記の役員を置く。
- 会長1名、副会長若干名、理事若干名、監事2名。
- 役員の任期は原則として2年とする。ただし重任は妨げない(会長については2期を目途とする)。
- 会長は本会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 会長、副会長、理事、監事は理事会を構成し、本会運営上の重要事項を審議決定する。
- 理事会に理事長を置き、経済学部長がその任に当たる。理事長は理事中の若干名に常務理事を委嘱することができる。常務理事は本会の常務処理に当たる。
- 監事は本会の会計を監査する。
- 第6条 本会は必要に応じ支部を置くことができ、支部長は原則として本会の副会長を兼ねる。
- 第7条 年次別グループ、企業別グループ等に幹事をおくことができる。会長が必要と認めたときには随時、幹事会を開くことができる。
- 第8条 本会は顧問を置くことができる。
- 第9条 本会は毎年1回会員総会を開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。総会に付議しなければならない事項は下記のとおりである。
- 1 役員の選任。ただし、本項の規定によらず、原則として京都大学経済学部教授は本会理事とする。
 - 2 規約の制定および変更
 - 3 予算の決定および決算の承認
 - 4 会費の拠出およびその徴収方法
 - 5 その他とくに重要な事項
- 総会における決定は出席者の比較多数による。
- 第10条 本会の経費は会員の会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
- 第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第12条 本会は事務局を京都大学経済学部内に置く。